ウポポイにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第１版）

令和２年６月１日

公益財団法人アイヌ民族文化財団

第１　はじめに

新型コロナウイルス感染症対施策については、令和２年５月25日に、全国において緊急事態宣言が解除されて以降、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和２年５月25日変更。以下「変更基本的対処方針」という。)　により示されています。

本方針は、変更基本的対処方針を受けて、ウポポイの開業時における感染拡大予防のための措置等についてまとめたものであり、内覧会(特別見学会)においても、適用することとしています。

なお、本方針は、現時点で得られている知見等に基づき作成しており、今後の知見の集積、感染状況等を踏まえて、逐次見直していきます。

第２　基本的考え方

　ウポポイを管理する当財団は、ウポポイを構成する各施設の規模、提供するプログラムの形態を十分に踏まえ、当財団の従業員や出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）及び施設に来場する者（以下「来場者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、しっかりとした対策を講じてまいります。

特に、①密閉空間（換気の悪い空間）、②密集場所（多くの人が密集する場所）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場所）という３つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いことから、このような場の発生を回避してまいります。

　また、「人と人との距離の確保」 「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に資する取り組みに留意するほか、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインのうち、ウポポイの各構成施設にとって参考となる取り組みを積極的に取り入れ、実践していきます。

第３　リスク評価

　新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、来場者や従業員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を行います。

１　接触感染のリスク評価

　　他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を施設ごとに具体的に特定し、それぞれに必要な対策を講じます。

２　飛沫感染のリスク評価

　　施設ごとに換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、プログラムごとに大声を発する場所があるか等を評価し、必要な対策を講じます。

３　集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって、大規模な来場者が見込まれるかどうか、人と人との距離が確保できるほどの来園にとどまるかどうか等を評価します。

　　その上で、必要に応じ、入場制限の判断基準となる施設全体及び諸室への収容可能な人数（入場自粛区域の設定を含む。）を評価します。

第４　感染拡大防止対策

１　総論（基本的な考え方に基づく「三つの密」の回避と「新しい生活様式」の定着に資する取り組みの実践）

・屋内施設の換気を徹底します（密閉への対策）。

・多数の来場者が一挙に集まることが予想される施設や時期、時間帯においては、必要に応じ、入場整理券の発行等による集客の分散に取り組みます（密集への対応）。

・座席の一部の間引きやフロアマーカーの設置などを通じ、人と人との距離を確保します（密接への対策）。

・ウポポイ内では、「従事者」はもとより、「来場者」にも必ずマスクの着用をお願いするほか、咳エチケットの励行をお願いします。

・従業員と来場者との対面による対応が頻繁な場面では、可能な場所においてはアクリル板等により来場者との間を遮蔽するほか、必要に応じて、従業員にフェイスシールド、手袋を着用させることし、来場者へ理解を求めます。

・手洗い所の案内や消毒液を園内随所へ配備するほか、石けんや消毒液に不足が生じないよう定期的な点検に務め、来場者に手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。

・「従事者」には、出勤前における自宅での検温実施を徹底し、発熱がある場合には、自宅待機とするほか、「来場者」においても、発熱（入場時に37.5℃以上の発熱がある方）及び咳・咽頭痛などの症状がある方の入場をお断りします。

・過去２週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある来場者の入場をお断りします。

・他者と共通で使用する物品の提供やドアノブなどの手が触れる設備を最低限にするとともに、やむを得ず利用に供することが必要なもののうち接触が高頻度に発生することが予想されるものについては、清掃、消毒を徹底します。

・従業員の衣装、ユニフォームのこまめな洗濯を心がけます。

・清掃従業員においては、マスクや手袋の着用を徹底し、作業終了後には手洗いを徹底します。ゴミは、ビニール袋に入れて密閉の上、縛ることを基本とします。

２ 各種対策

1. 来場者への入場に際する対策等

　　・来場自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示します。

・入場時にサーモグラフィー等による検温を実施し、発熱が認められる場合には、入場をお断りいたします。

・現金の取扱いをできる限り減らすため、入場料等の支払時には、キャッシュレス決済の利用を推奨します。

・入場券の購入時における感染のリスクを減らすため、年間パスポートの利用や事前前売りによる電子チケット券の購入を推奨します。

・窓口、券売機付近に行列が生じる場合には、最低１ｍの間隔を空けた整列を促すほか、来場者間の会話を可能な限り控えるよう協力を要請します。

・パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しはできる限り控えます。

・車椅子及びベビーカー等を貸し出す際には、利用の都度、消毒の上、貸し出します。

1. 各施設における措置
2. 屋内施設

・体験交流施設のうち体験学習館、工房、チセについては、機械による通常の換気に加えて、プログラムの実施中及びその合間にも換気を行います。

・体験交流ホール等のプログラム鑑賞では、前後左右の席を空けて着席していただきます。

・屋内プログラムのうち、歌の発声、大声を出すことが伴うプログラムについては、基本的に実施場所を屋外へ移行することとし、有効な対策を講じられたものは、屋内での実演を行います。

・スタッフと来場者の接触が避けられない演奏や工芸等の指導、来場者同士の接触が避けられない遊戯等のプログラムを当面の間中止します。

・直接手で触れられる展示物（探求展示）やタッチパネルの利用を中止します。さらに一部映像の自動ループ放映等を行います。

・一定時間毎に園内放送による注意喚起(マスクの着用、展示物やケースに触れないこと、対人距離の確保、入場者同士の会話を控えめにすること)を行います。

・スタッフや来場者の発声を減らすために、ボードによる案内・誘導、録音音声を用いた解説等を積極的に導入します。

・博物館のシアター及びライブラリーの利用を休止します。

・入場者等の間隔を確保するために各施設の同時滞在人数を制限することとします。

・特定の場所に大勢の人数が集まらないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行います。

・待ち行列が生じる場合、最低１mの間隔を空けるよう誘導します。

・音声ガイド等の貸出は、原則として中止します。

1. 屋外プログラム等

・来場者同士の接触、スタッフと来場者の接触を内容とするプログラムを中止します。

・屋外ステージの座席では、概ね２ｍ以上の間隔を空けて椅子を配置します。

・園内において大声を出す行為、駆け回る等の運動の自粛をお願いします。

1. エントランス棟インフォメーション

・対面での飲食や会話をしないようお願いします。椅子の配置もこれに倣います。

・家族等の集団と他の集団の距離が概ね２ｍ以上の間隔を空けるようお願いします。

1. トイレ

・トイレの蓋を閉めて汚物を流すようお願いします。

・ハンドドライヤーの使用は中止します。

・混雑時には、最低１ｍ以上の間隔を空けて整列するようお願いします。

1. レストラン・フードコート・ショップ

　　　・座席は、家族等の一集団と他の集団の距離が最低１以上となるよう間隔を空けて配置します

　　　・入店時の手洗い、手指消毒をお願いします。

　　　・大皿でのとりわけ形式の飲食サービスの提供は、当面の間、見合わせます。

・物販においては、多数の入場者が手に触れるサンプル品や見本品の陳列を中止します。

・最大収容人数を設定します。

・お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンター等を消毒します。

・フードコートのウォーターサーバーを使用停止します。

1. 体調不良者への対応

・ウポポイ内で体調不良が生じ、感染が疑われる者が発生した場合には、速やかに救護室又は、屋外の救護場所に誘導します。

・対応するスタッフは、フェイスシールド、マスクや手袋を着用し、近隣の病院、保健所と連携して、問診、診察等を促します。

・検温し発熱が認められれば、帰宅等を要請します。医療機関の受診を希望する場合、近隣病院に連絡し相談します。会話や応答も困難な場合、救急車の出動を要請します。

1. 入場者の緊急連絡先の記録

　　　・事前に把握している範囲で来園者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成します。

　　　・緊急連絡先の把握に当たっては、個人情報の保護を徹底します。

1. 感染者が発生した場合の注意喚起

　　　・来場者に感染が発生し、確認できた場合は、個人情報の保護に十分に留意しつつ、周知します。

1. 実効性の確保

・本方針は、ウポポイの運営に従事する者が新型コロナウイルスの感染拡大予防に一丸となって取り組んでいけるよう、「従業員等」の全員に周知を図るとともに、公表いたします。